



# 豊前総合法律事務所

# News Letter

2023年  
9月号  
VOL.02

相続のお役立ち情報もりだくさん!

厳しい暑さが続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。夏はお正月の次に、家族が集まる機会の多い季節です。大切なご家族のため、また何より、ご自身の人生を充実させるため、お役に立てる情報をお届けいたします。終活・相続に詳しい豊前の弁護士といえは西村だ!と思い出していただけるよう頑張ります!

※このニュースレターは、みなさまに親しんでいただくため、読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しております。

## 目次

- P1 「はじめに ~弊所の終活に対する想い~」
- P2 「プライベートのひとつま ~1 滝めぐりのススメ~」
- 「プライベートのひとつま ~2 寺めぐりのススメ~」
- 「最新情報 相続登記の義務化」
- P3 「セミナー報告」
- 「セミナーのお知らせ」
- 「最近多い相続関係のご相談」
- P4 「エンディングノートの意義と活用術 ~2 いまをよりよく、自分らしく~」
- 「スタッフからひとこと ~お盆の帰省について~」

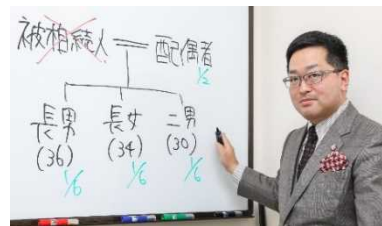


## はじめに ~弊所の終活に対する想い~

弊所は、経営理念のなかで、「生涯の学びを支援できる法教育」を掲げております。

みなさま、自分のエンディングの在り方、たとえば、お葬式や供養(お墓など)について、学校で教わったことがありますか。万が一のとき困らないように、相続の制度や遺言の書き方、どんな目的でどんな保険に入ればよいのかなど、教わったことがありますか。年金がどういう仕組みで、どのように老後のライフプランを設計するか、教わったことがありますか。40歳になれば介護保険料は差し引かれていきますけれども、介護申請の仕方は教えてもらいましたか。遑って、いまをよりよく自分らしく生きるための術を教えてもらいましたか。...

少なくとも私は、いずれも学校で教わった記憶がありません。多くの方はそうではないでしょうか。みな、いつでも、どんなときでも、よりよい人生を生きたいと願っているはず。 「学び」というのは、何も学校で教わるものだけでなく、生涯が学びの場だと思っています。人生の質の向上のために、学び続けることが必要ですが、それは何も苦役ではなく、自らが学ぶ目的を定め、自らの意思で、よりよい人生を目指して自主的に取り組んでいく、本来楽しいものではないでしょうか。



しかし、実際問題、どこで何を学ばよいかかわからず、また情報はあふれているけど何が正しく何が大事かわからず、途方に暮れている方も多いのではないかと思います。地方では特に情報格差もあり、また相談する窓口が少なく困っている方もおられるでしょう。

「終活」というのは、大人の法教育そのものです。人間は、いつからでも、どこからでも、よくなれます。さまざまな法的知識、法制度の知識が、みなさまのお役に立つはず。ぜひ、弊所に、そのお手伝いをさせていただきたく、日々精進してまいります。

## プライベートのひとこま ～1 滝めぐりのススメ～

日本全国にはたくさんの滝が存在します。それぞれが独特の気迫に満ち溢れ、その神秘的なたたずまいが私たちに力を与えてくれます。なかにはパワースポットと呼ばれる場所も。

子どもとの交流の場としても楽しめますし、自分一人でゆっくり時間を過ごす方法もあります。みなさま、滝めぐりはお好きですか？

先般、沈墮（ちんだ）の滝に行ってきました（大分県豊後大野市大野町矢田239 4）。昔は、滝の勢いを利用した沈墮発電所があったのだとか。いまも石造りの発電所跡があり、こちらも見どころがありました。



菅生（すがお）の滝にも行ってまいりました（福岡県北九州市小倉南区大字道原）。途中の狭路がヒヤヒヤもので、命からがら到着しましたが、たくさんの方が訪れており、間近に見える滝は迫力がありました。

終活を行っていくと、「大事なことを大事にする」という観点で、自然と、自分の時間とお金の使い方を見直すきっかけになります。多くの方は、家族との時間を大事にして、ご自身のクオリティタイムを創っているのではないのでしょうか。ご家族と滝めぐりもいいものだと思いますよ。



## プライベートのひとこま ～2 寺めぐりのススメ～

終活は、「人生の終焉を考えることを通じ、『今を』よりよく、自分らしく生きる活動」です。しかし、当初は、人生のエンディングにまつわる葬儀・お墓に関すること（のみ）を指す言葉として使われていました。逆に言えば、当時から、それだけ、葬儀・お墓のことについては、みなさん関心が高かったということでもあります。

これらトピックと切っても切り離せないのが寺院です。寺院の顧問先もおり、弊所でも関心高く、日々勉強させていただいております。そうでなくとも、寺院巡りは、神社巡りと同様に、趣味としても、さまざま訪問させていただいているところです。

先般、真言宗御室派 心願山 平等寺 三井寺（福岡県田川市伊田）に行ってきました。別名「風鈴寺」と呼ばれており、8月の時期は、たくさんの風鈴が飾られ、時折吹いてくる風に涼しげな音を奏でています。

風鈴回廊、手水鉢、ガッツポーズ地蔵、心願厄除玉…とさまざま、見どころのある寺院でございました。もちろん、しっかりお参りをしてまいりました。

息子は、風鈴に「しょうらいはつめいかにになる」と書いて願いごとをしており、激務の合間のほっこりする時間もいただくことができました。ありがとうございました。

このニュースレターが届くころには、季節的に、風鈴のイベントは終わってしまっているかもしれませんが、毎年やっているようなので、ぜひ、来年の訪問先のひとつとしていかがでしょうか。



## 最新情報 相続登記の義務化



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

「相続登記の義務化」は、ニュース等でも言われているからか、よく質問を受けるトピックの1つです。令和6年4月1日から始まります。普通は、法律が遡って適用されるということは、不意打ちになりかねないので、あまりないのですが、この「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。つまり、令和9年3月31日までにする必要があります。）ので、要注意です。

その内容としては、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があるとすもの。正当な

理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

法務省が、「トウキツネ」というイメージキャラクターを用い、ハンドブックなども公表しています。気になる方はぜひこちらもご確認ください。（QRコードからの読み取りもできます。）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)



## セミナー報告



### 【ご報告】2023年5月20日 一度は聞いておきたい!終活/相続・遺言セミナー @イオンモール三光2階ホール

2023年度は、中津市でも情報発信活動を行っていくこととし、イオンモール三光でのセミナーを継続していきます。さすがに集客力がある立地で、25名の方に聴講をいただきました。満員御礼、ありがとうございました。みなさん反応もよく、熱心に聞いていただけました。いつもより家系図、事例、遺言書などを多めに含めましたが、こういった話には食いつきがよかったように思います。また、具体的な手続や紛争処理にかかる費用のお話なども、みなさんご興味が

おありのようで、熱心にメモをとってらっしゃいました。「みなさまの生涯の法教育を支援する」という理念のもと、今後も、情報発信とその後の実践に関する取り組みに力を入れて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【ご報告】2023年6月20日 終活カウンセラー協会主催・「遺言の種類と役割」@Zoom

今回は「遺言の種類」「遺言の役割」について、私なりに考えを述べさせていただきました。遺言の役割については、遺言者の意思を確実に実現させることや、笑顔相続を実現させることに加えて、その相続での価値観を統一するという重要な役割があるのではないかとのお話をさせていただきました。たとえば、家督相続的な発想も均分相続の発想も、価値観の問題ですので、どれが正しい間違っているというわけでもないですが、今回の相続ではどの価値観で考えるべきかというアンサーを遺言者自身が明示することにより、紛争が避けられるのではないかと思います。相続現場での争いのほとんどは、価値観の相違によるものだと思いますが、遺言書には、その価値観を統一して紛争を回避する機能があるのではないかとお話を、思うがままに述べていただき、みなさんで共有しました。質問も活発に出まして、大変盛り上がった、良い勉強会だったのではないかと思います。



### 【ご報告】2023年8月19日 終活カウンセラー2級検定 @中津商工会議所2階研修室

終活カウンセラー協会主催の2級検定が中津で初開催されました。賀集副代表と私において講義を執り行ないました。みなさん熱心に聴いていただきました。また誘致します!そして次は豊前に誘致します!お楽しみに。

## セミナーのお知らせ

日時: 2023年9月30日(土) 午前10時45分~

場所: イオンモール三光2階イオンホール

題目: **「今!聞いておきたい 終活/相続・遺言セミナー」**

主催: 豊前総合法律事務所

費用: 無料

お申込み方法: 電話受付 ☎ 0979-53-9106

**ご予約が必要ですので、参加ご希望の方は当事務所までご一報ください。**

前回のセミナーは、大変ご好評をいただきました。たくさんの方にお越しいただき、誠にありがたい限りです。しかしながら、法律の話となると、きちんとしている印象の反面、なかなか難しく聞こえてしまうようです。内容も、分かりやすさを追求して改善・向上させております。2回目以降のご参加も喜んでお受けします。「よい話を聞いた」で終わることなく、聴講者の次の行動につながり、聴講者の人生の質の向上に寄与する。そんなセミナーを創り上げるべく、弊所は、日々精進を重ねております。

## 最近多い相続関係のご相談

セミナー後の無料相談会では、予想をはるかに超える反響をいただきました。本来は1週間用意していた枠を2週間に拡大し、それでも追いつかない状況でした。ご相談いただきまして誠にありがとうございました。

相談会の成果があつてか、**遺言の相談、特に公正証書遺言作成のサポート**の依頼が多くなったように思います。仕事柄、多数の争族案件、紛争案件を手掛けてきましたが、家族がいがいみあうなかに入って紛争処理をするのは、弁護士としてもつらいものがあります。「骨肉の争い」とはよく言ったもので、相続の現場では、そのような場面もしばしば目にすることになります。本当は、事前にきちんと対策を講じて、「笑顔相続」を実現したいのに、現実はその簡単にはいかないものです。弊所の主力業務の1つである交通事故の紛争と比較して、明らかに異なっていると思うのは、交通事故はある意味防ぎようがない側面がありますが、争族は事前の対策が可能だ、という点です。ぜひ、避けられる、避けるべき紛争は避けて、幸せな相続を実現していただきたく、その一環として、遺言作成を検討いただける方に関与できたのは幸いなことだと思っています。

遺言書作成に関与すると、ほぼ必然的に、お寺様とのお付き合いは今後どうなさるのか、お墓は、仏壇は、お葬式は…といったご意向もお聴きすることになることが多く、ご自身が安心してエンディングを迎えるためのプランニングに関わることができ、やりがいを感じています。祭祀主催者については、遺言に定めることのできる事項であり、これを活用いただいている方は多くいます。

遺言とセットのお悩みが、遺留分についてです。遺留分は、法定相続人の最低限の取り分だと思っていただければよいですが、遺言の付言事項で「遺留分侵害額請求権は行使せず、みなで仲良く」という趣旨の遺言もしばしば目にします。法的効力はないものの、故人の意思として尊重され、紛争抑止に一定程度寄与しているようにも思います。

人がいつか亡くなってしまうこと、それがいつかは誰にもわからないことについては、避けようのない事実ですが、それを踏まえた上で、いつその日が来ても悔いのないような人生を生き、自分にふさわしい幕引きができるように事前に準備しておくことは、どなたでも、いつからでもできることです。**ぜひ、「終活」に取り組んでいただき、ご自身にふさわしい物語のしめくくりと、そこに至るまでの人生のクライマックスを、一緒に考えてみませんか。**

## エンディングノートの意義と活用術 ～2 いまをよりよく、自分らしく～

ニュースレターごとに、終活といえば真っ先に思い浮かぶ「エンディングノート」の意義や、私なりのエンディングノートの活用について、少しずつお話しさせていただきます。

前回は、エンディングノート活用の目的についてお伝えしました。

今回は、エンディングノートの選び方や、活用していただきたい項目について取り上げます。

### 1. エンディングノートの選び方

ご存じの方もおられるかと思いますが、エンディングノートには法的効力はありません。あくまで、ご本人の「想い」を伝えるための道具です。

そのため、遺言書のように決められた約束はなく、どこまでも自由に書くことができます。とは言え、あまりに自由度が高くとも、何から書いて良いものか迷いますよね。

書店には、様々な種類のエンディングノートが並んでいます。

おすすめの選び方としては「ちょっと少ないかな」と感じる量のノートです。まずは書いてみるのが大切。書くこと・書き終えることに対するハードルを下げ、取り組んでみましょう。もし足りなければ、追加したり、新たなエンディングノートを選ぶときの目安にもなります。

### 2. 活用していただきたい項目

みなさまは、エンディングノートを通して、どんな「想い」を伝えたいですか？

やはり一番は、お世話になった人へ**ありがとう**と伝えたいのではないのでしょうか。

たとえば、終活カウンセラー協会が作成・出版しているエンディングノート「マイ・ウェイ」には、ありがとうリストのページが設けられています。他のエンディングノートにも、誰かへのメッセージを書く欄が設けられているものがありますので、ぜひご活用ください。

マイ・ウェイ

## スタッフからひとこと ～お盆の帰省について～

スタッフの西村愛です。

今年是一段と、お盆に帰省された、ご家族が帰省された方も多いのではないのでしょうか。普段はなかなか会えないご家族と、どんなお話をされましたか？

終活をおすすめしている我が事務所としては、ぜひ、「前向きな終活」のお話をしていただきたいと考えております。

前向きな終活、とは何でしょうか。例えば、エンディングノートが挙げられます。法的効力はありませんが、ありがとうを伝えたい相手や思い出の場所などを書けるものもあり、想いを伝えるためにはとても良い手段だと思います。書店にも様々な種類がありますし、もちろん手書きで自由に作っても良いものです。

そうは言っても、終活なんて言葉を出すと、「縁起でもないことを言うな」なんて言われそうで心配になり、なかなか切り出せないのが現実ですよね。

そんな方におすすめなのが、「終活に力を入れてる弁護士事務所が、近くにあるよ」というお話です。終活カウンセラー認定終活講師や遺言執行士、遺品整理士ほか多数の終活系資格を取得している弁護士西村幸太郎をはじめ、スタッフも相続診断士や終活カウンセラー2級など様々な資格取得やセミナー開催を通して、日々専門性を向上させております。

ちょっと話を聞いてみようと思うんだけど、一緒に来る？などと軽い感じでお誘いするだけでも、終活を考えるきっかけになるかもしれません。

終活は大切なご家族のため、何よりご自身のために、とても有意義な活動です。これからも、みなさまの前向きな終活を応援させていただきます！

発行元：豊前総合法律事務所  
〒828-0028 福岡県豊前市青豊19-14スペースI  
TEL:0979-53-9106 FAX:0979-53-9107